

相続税増税 我が家への影響は？

平成 25 年度税制改正により決定していた相続税増税がいよいよスタートしました。平成 27 年 1 月 1 日以後に開始する相続に対して適用されます。今回は相続税改正の内容をおさらいするとともに、改正による実際の影響をご案内します。

改正①基礎控除額の引き下げ（増税項目）

相続税額を計算する際には、まず「遺産の総額」から「債務や葬式費用」を差し引き「課税価格の合計額（純資産額）」を算出します。さらに純資産額から「遺産に係る基礎控除額」が差し引かれ「課税される遺産総額」が決定します。この基礎控除額が 4 割減額されました。

例えば相続人が 4 名の場合、改正前の基礎控除額は 9,000 万円（5,000 万円＋相続人の数 4 名×1,000 万円）でしたが、それが今年からは 5,400 万円（3,000 万円＋4 名×600 万円）になりました。結果的に課税される遺産総額が 3,600 万円（9,000 万円－5,400 万円）増えることになります。

改正②最高税率の引き上げ（増税項目）

改正項目の 2 つ目は最高税率の引き上げです。これまで 50% だった最高税率が 55% に引き上げられました。更に従前はなかった 45% の税率も設けられ税率構造の変更も行われています。

改正前			改正後		
法定相続分の取得金額	税率	控除額	法定相続分の取得金額	税率	控除額
1000万円以下	10%	—	1000万円以下	10%	—
3000万円以下	15%	50万円	3000万円以下	15%	50万円
5000万円以下	20%	200万円	5000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円	1億円以下	30%	700万円
3億円以下	40%	1700万円	2億円以下	40%	1700万円
			3億円以下	45%	2700万円
3億円超	50%	4700万円	6億円以下	50%	4200万円
			6億円超	55%	7200万円

改正③小規模宅地の評価減面積拡大（減税項目）

今回の相続税改正では上記 2 つの増税項目に注目が集まっていますが、増税項目に併せて、大きな減税項目も 1 つ盛り込まれています。それは小規模宅地の評価減面積の拡大です。

小規模宅地の評価減とは大まかにご案内すると、被相続人（亡くなられた方）の自宅敷地や、被相続人やその親族が事業のために使っていた土地について一定面積まで土地の評価額を減額するものです（※1）。この中で、自宅敷地について改正

前は 240 m<sup>2</sup> を上限として 80% の評価減でしたが、改正後は 330 m<sup>2</sup> まで上限面積が拡大されました。

例えば都内に路線価 50 万円/m<sup>2</sup> の土地 330 m<sup>2</sup>（100 坪）を自宅として所有し、その土地を配偶者が相続した場合の土地評価額を計算しますと、改正前は 6,900 万円（50 万円/m<sup>2</sup> × 330 m<sup>2</sup> -（50 万円/m<sup>2</sup> × 240 m<sup>2</sup> × 80%））だったものが改正後は 3,300 万円（50 万円/m<sup>2</sup> × 330 m<sup>2</sup>（1 - 80%））となり、評価額が 3,600 万円減ることになります。

我が家への影響は？

既にお気付きの方もいるかと思いますが、今回例に挙げたケース（50 万円/m<sup>2</sup> の自宅敷地 100 坪を所有し、相続人が 4 名）では、基礎控除額減額の影響で課税遺産総額が 3,600 万円増えるものの、自宅敷地の評価額も 3,600 万円減るので、結果として課税遺産総額は変わっていません。

このように「相続人の数」と「自宅敷地の評価額」の関係により、今回の相続税改正の影響をどの程度受けるかが分かります。その影響の関係を表にしますと以下のとおりとなります。（課税される遺産総額の増減額を表にしたもの（※2））

路線価(万円/m <sup>2</sup> )	（単位:万円）					
50	-1,200	-800	-400	0	400	800
45	-840	-440	-40	360	760	1,160
40	-480	-80	320	720	1,120	1,520
35	-120	280	680	1,080	1,480	1,880
30	240	640	1,040	1,440	1,840	2,240
25	600	1,000	1,400	1,800	2,200	2,600
20	960	1,360	1,760	2,160	2,560	2,960
15	1,320	1,720	2,120	2,520	2,920	3,320
10	1,680	2,080	2,480	2,880	3,280	3,680
	1	2	3	4	5	6

相続人の数(人)

まずは相続税額の試算をお勧めします

上記の表で（縦）「相続人の数」と（横）「路線価」が交差するところの金額が課税遺産総額の増減額となります。この増減額にご自身に課される相続税の平均税率分の税額が今回の相続税改正の影響となります。まずは相続税改正の影響を正確に把握するためにも改正後の税制による相続税試算が不可欠です。

（※1）小規模宅地の評価減特例の詳細は担当者にお尋ねください。

（※2）330 m<sup>2</sup> 以上の自宅敷地を所有しているものとして計算。

（文責：中村和仁）